

# 新ごみ処理施設建設に係る説明会 資料

令和元年6月4日（火）19時30分から

（場所：鳥居本地区公民館）

彦根愛知犬上広域行政組合

問い合わせ先

彦根愛知犬上広域行政組合 建設推進室

TEL：0749-35-0015

FAX：0749-35-4711



## 1. 現在の状況について

現在、彦根愛知犬上広域行政組合を構成する1市4町（彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）の可燃ごみの処理施設は、彦根市清掃センターと彦根市以外の4町が利用するリバースセンターの2施設です。彦根市清掃センターは昭和52年に稼働開始し、焼却処理しています。リバースセンターは平成9年に稼働開始し、RDF化（固形燃料化）処理しています。

いずれの施設も経年使用による施設の老朽化が進んでいること等から、圏域内の両施設を統合した新しいごみ処理施設の建設が喫緊の課題となっています。

### 1市4町のごみ処理施設について

名称	彦根市清掃センター	リバースセンター
処理対象地域	彦根市	愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
処理能力	90 t / 日	22 t / 7 h
処理方式	焼却	RDF化 (ごみの固形燃料化)
稼働開始	昭和52年	平成9年

### 1市4町のごみ等排出量

平成27年度 51,052 t

平成28年度 48,104 t

平成29年度 47,535 t

### なぜ建設するのですか？

- ① 現有施設の老朽化
- ② 余熱（熱エネルギー）利用の促進

### なぜ広域でごみ処理を行うのですか？

- ① 建設費、運営費の削減
- ② 熱エネルギーを効率良く回収
- ③ ごみの減量、効率的なリサイクル
- ④ 環境負荷の低減



## 2. これまでの経過について

平成 11 年 3 月	滋賀県が「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」を策定 一般廃棄物の処理を広域で行う方針が示される。
平成 13 年 6 月	「湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会」を発足 湖東圏域におけるごみ広域処理の検討が始まる。
平成 20 年 5 月	候補地（彦根市石寺町地先）での建設を地盤の問題により断念
平成 20 年 5 月	「湖東地域広域ごみ処理施設整備基本構想」を策定
平成 22 年 4 月	彦根愛知犬上広域行政組合に「建設推進室」を設置
平成 22 年 8 月	「循環型社会形成推進地域計画」を国に提出
平成 25 年 2 月	候補地（彦根市三津町、海瀬町地先）での建設を土地所有者との折 り合いがつかず断念
平成 26 年 2 月	建設候補地の選定に公募方式を採用することを決定
平成 26 年 12 月～ 平成 28 年 3 月	「彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会」を発足 募集要件、選定要件、評価・選定、について所掌 選定委員会により選定評価の項目の決定 [1～9 回開催]
平成 27 年 10 月	建設候補地の公募開始
平成 28 年 7 月	建設候補地の公募終了
平成 28 年 9 月～ 平成 29 年 2 月	選定委員会による選定評価 [10～15 回開催] 資格判定評価（一次審査）、適性評価（二次審査）
平成 29 年 2 月	選定委員会から当組合管理者へ「彦根愛知犬上地域ごみ処理施設 建設候補地選定結果報告書」提出
平成 29 年 2 月～	当組合管理者会による検討（全 7 回開催）
平成 29 年 6 月	建設候補地を愛荘町竹原区に決定
平成 29 年 8 月	当組合議会において、新しいごみ処理施設の設置位置を定め、変更 する場合には、議会の議決を必要とする条例が制定
平成 29 年 10 月	「彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会」を 発足
平成 29 年 10 月	彦根市議会において彦根愛知犬上地域ごみ処理施設に関する慎重 審議を求める意見書が提出
平成 30 年 6 月	甲良町議会、彦根市議会において候補地決定見直しを求める意見書 が提出
平成 30 年 8 月	当組合議会において「彦根愛知犬上地域ごみ処理施設整備基本計 画」を定め、または変更（軽微な変更を除く。）する場合には、議 会の議決を必要とすることを条例に追加
平成 30 年 11 月～ 平成 31 年 3 月	施設建設に係る当組合管理者会と当組合議会運営代表者との意見 交換会開催（全 6 回開催）

- 平成 31 年 2 月 当組合議会において「愛荘町竹原地区の白紙撤回を求める決議案」が全会一致で可決
- 平成 31 年 4 月 建設候補地を竹原区 1 箇所に決定したことを白紙撤回
- 平成 31 年 4 月 当初の応募地 5 地区に対し、候補地再選定の方針、今後の進め方等に係る合同説明会を実施し、候補地名の公開を前提とする再選定への参加意向を確認した結果、彦根市からは原町、西清崎町、下西川町、愛荘町からは竹原区の 4 地区が再応募

### 3. 新ごみ処理施設の概要について

新ごみ処理施設として、ごみ焼却施設とリサイクルセンターの 2 施設を建設する計画です。

施設規模の設定にあたっては、広域化を機に 1 市 4 町の分別方法の統一を前提として検討を行い、統一案をケース①～③の 3 通り想定しました。

- ケース①：容器包装プラスチックおよび廃食用油を燃やすごみに含め、かつ古紙・衣類は収集および直搬を含め新ごみ処理施設へ搬入する場合
- ケース②：ケース①に比べ古紙・衣類の受入は直搬のみとする場合
- ケース③：ケース②に比べ容器包装プラスチックおよび廃食用油を分別する場合

	ごみ焼却施設 (熱エネルギー回収施設)	リサイクルセンター (マテリアルリサイクル施設)
施設規模	144～147 t/日	31～35 t/日
処理対象物	可燃ごみ	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ
その他	熱エネルギーの有効利用	環境学習施設を併設

### 4. 公害防止計画・焼却残渣処理計画について

廃棄物処理施設は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定される、施設の技術上の基準に適合するとともに、施設の維持管理の技術上の基準に基づき適切に運営管理されなければなりません。同時に、公害防止および環境保全に係る関係法令の規制を受け、施設立地場所に応じて、規制基準を設けることになります。

また、新施設では、規制基準と同等かそれ以上に厳しい自主基準を設定します。

なお、通常の運転においては、さらに低い運転管理値として設定し、その値を目標として運転されることが一般的です。

## 5. 公害防止基準（自主基準）について

### 排ガスについて

新ごみ処理施設の公害防止基準については、下記の値としました。

項目	新ごみ処理施設の 公害防止基準	近年の公害防止 基準の平均値	新ごみ処理施設の 法令基準値
ばいじん	0.01g/m <sup>3</sup> 以下	0.01g/m <sup>3</sup> 以下	0.08g/m <sup>3</sup> 以下
塩化水素	30ppm 以下	44ppm 以下	700mg/m <sup>3</sup> 以下 (430ppm 以下)
硫黄酸化物	30ppm 以下	30ppm 以下	K値 14.5 以下 (約 1,700ppm 以下)
窒素酸化物	50ppm 以下	62ppm 以下	250ppm 以下
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	1ng-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
一酸化炭素	20ppm 以下	—	30ppm 以下
水銀	30 μg/m <sup>3</sup> 以下	46 μg/m <sup>3</sup> 以下	30 μg/m <sup>3</sup> 以下

### 臭気について

悪臭を施設から出さないために、発生源において極力捕集するほか、建築設備面での密閉化、燃焼用空気としての活用および施設の適正な維持管理が重要な要素となります。特に燃焼の悪化により主灰や排ガス中に未燃有機物が残留すると悪臭源となるので十分な灰の後燃焼とガスの燃焼完結に考慮した炉設計を行うとともに、慎重な維持管理を行います。

新ごみ処理施設では、公害防止基準を「悪臭防止法」の規制基準（第2種地域）に従い設定しました。また、「大気汚染防止法」で排出基準が定められた物質については、排出基準よりさらに厳しい自主基準を設け、これを確実に遵守するため安定的な稼働が可能な施設とします。

表 悪臭に係る規制基準（敷地境界地表）

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	10 以下	12 以下	13 以下

### 騒音について

騒音の防止対策として、低騒音型の機器を採用するとともに、これらを地下や建物内部に設置する等、外部に漏洩しないよう配置します。また、排風口の位置や、音の反射にも注意し、音源の種類と敷地境界までの距離を考慮した設計を行い、試運転後に騒音問題が生ずることのないようにします。

新ごみ処理施設では、公害防止基準を「騒音規制法」の規制基準（第2種区域）に従い設定しました。

表 騒音に係る規制基準（敷地境界線上）

地域の類型	朝	昼間	夕	夜間
第1種区域	45 dB以下	50 dB以下	45 dB以下	40 dB以下
第2種区域	50 dB以下	55 dB以下	50 dB以下	45 dB以下
第3種区域	60 dB以下	65 dB以下	65 dB以下	55 dB以下
第4種区域	65 dB以下	70 dB以下	70 dB以下	60 dB以下

## 振動について

振動の防止対策として、低振動型の機器を採用するとともに、特に振動を発生する機器については防振ゴムの設置や独立基礎とする等の対策を行います。

新ごみ処理施設では、公害防止基準を「振動規制法」の規制基準（第1種区域）に従い設定しました。

表 振動に係る規制基準（敷地境界線上）

地域の類型		昼間	夜間
第1種区域		60 dB以下	55 dB以下
第2種区域	1	65 dB以下	60 dB以下
	2	70 dB以下	65 dB以下

## 主灰について

新ごみ処理施設では、公害防止基準を大阪湾広域臨海環境整備センターの受入基準に従い設定しました。ただし、主灰中に残っている未燃分の重量比を表す熱しゃく減量については、主灰量削減および灰ピットにおける臭気削減のため、更に厳しい自主基準を設定しました。

表 主灰に係る各種基準

項目		新ごみ処理施設の 公害防止基準	大阪湾広域臨海環境整備センター受入基準
熱しゃく減量		5%以下	10%以下
含有量基準	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下	3ng-TEQ/g 以下

## 飛灰処理物について

新ごみ処理施設では、公害防止基準を「ダイオキシン類対策特別措置法」および「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」に従い設定しました。

項目		規制基準 (新ごみ処理施設の公害防止基準)
含有量基準	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下
溶出量基準	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	水銀またはその化合物	0.005 mg/L 以下
	カドミウムまたはその化合物	0.09 mg/L 以下

溶出量基準	鉛またはその化合物	0.3 mg/L 以下
	六価クロムまたはその化合物	1.5 mg/L 以下
	砒素またはその化合物	0.3 mg/L 以下
	セレンまたはその化合物	0.3 mg/L 以下
	1,4 - ジオキサン	0.5 mg/L 以下

## 排水について

生活系排水、プラント排水いずれも公共下水道への放流を考えていますが、接続が困難な場合は、生活系排水は浄化槽で処理後、公共水域へ排水し、プラント排水は、公共水域へは放流せず、施設にて処理後、循環再使用する「クローズドシステム」を検討します。

## 6. ごみ搬入出ルートについて

新ごみ処理施設へのごみ搬入出車両の通行ルートは、今後、具体的なルート検討を行い、関係自治会・土地所有者・耕作者・関係行政機関などの各関係者と調整を行ったうえで、整備ルートを決定します。

## 7. 余熱（熱エネルギー）の利用について

ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを回収し、施設内のプラント機器や暖房などに利用、発電機により施設内消費の電力を発電することでコスト削減を図ります。

なお、余剰の電力が生じる場合は、電力会社へ売電します。

また、ボイラーで発生した蒸気や熱交換機で加熱した高温水、発電した電力を振興施設へ供給することができます。

## 8. 災害時の防災拠点について

ごみ処理施設は、防災拠点として、大規模災害時にも稼働を確保することにより電力供給や熱供給の役割が期待され、復旧活動展開の基礎となる施設です。

そのため、稼働不能とならないよう強靱性を確保し、災害時に安全に炉を停止するとともに、自立起動・継続運転が可能な非常用電源設備を備えた施設とします。



## 9. 環境学習について

循環型社会の実現に向けて、情報提供や未来を担う子どもたちの環境教育の充実を図るため、ごみ問題をはじめとした環境問題を体験しながら考えるきっかけとなる環境学習機能を備えた施設とします。



## 10. 地域振興策について

新ごみ処理施設建設地となる地元自治会に対して、住民のみなさまが主体となって、新ごみ処理施設を中心とした資源循環型社会の構築を目指し、地域の活性化を図ることを目的として、3億円を限度とする地域振興策（地域活性化交付金、環境整備事業補助金）を実施します。

また、建設地となる自治会の周辺地域に対する地域振興策も検討しています。

なお、地域振興策の実施に際しては、自治会で策定された「まちづくり事業プラン」をご提出いただき、当組合の審査委員会による認可を受けていただいた事業に限ります。

### 新ごみ処理施設建設地自治会に対する地域振興策（上限3億円）の内訳

#### ○地域活性化交付金（上限1億円）

地域清掃活動や文化祭などの地域活性化に資する活動に対し、継続的に支援を行うもので、上限1億円、支払開始可能年度から最長30年間を限度とする分割払いとします。

(参考例)



地域清掃活動



文化祭



世代間交流事業

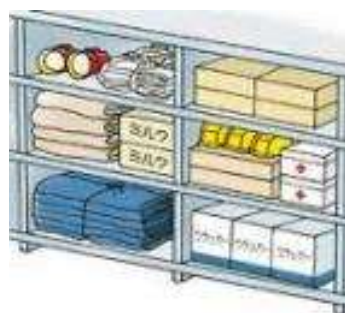
#### ○環境整備事業補助金（上限2億円）

公民館、防災倉庫、公園など環境整備に資する事業に対し補助を行うもので、上限2億円、支払開始可能年度から10年以内とします。

(参考例)



公民館の整備



防災倉庫・防災備品



公園整備

## 1 1. 今後のスケジュール（予定）

予定時期	事業内容
令和元年度 (2019年度) ～ 令和2年度 (2020年度)	地質・断層調査、地形測量調査、地歴調査 施設整備基本設計（造成基本設計含む）＜～令和3年度＞ 環境影響評価＜～令和5年度＞ 用地取得＜～令和5年度＞
令和3年度 (2021年度)	敷地造成実施設計
令和5年度 (2023年度)	建設工事（敷地造成工事）＜～令和7年度＞
令和6年度 (2024年度)	建設工事（実施設計）＜～令和7年度＞
令和7年度 (2025年度)	施設建設工事＜～令和10年度＞
令和11年度 (2029年度)	試運転 竣工 新ごみ処理施設供用開始



## 12. よくあるごみ処理施設に関する疑問

### ①施設からごみの臭いが漏れてくるのでは？

<臭い対策>

- 送風機で建屋内に空気を引き込み、臭いが建物の外へ出ないようにします。
- 送風機を用いて集めた空気は、焼却炉の燃焼用空気として使用し、臭いの元となる物質を燃やして脱臭します。
- 焼却炉を休炉する場合には、活性炭等を詰めた脱臭装置を用いて脱臭してから排气します。

最近のごみ処理施設は、近づいてもほとんど臭いがしません。

### ②煙突から出ているものは何？

煙突から出ているもののうち、白く見えるものは水蒸気です。

気温と湿度の関係で、冬や雨の日等には目立ちますが、水蒸気であるため、周りの空気となじんですぐに消えていきます。

<その他>

ごく微量ですが、細かいすす（ばいじん）や酸性雨の原因となる物質（窒素酸化物や硫黄酸化物）、ダイオキシン類などがありますが、これらは適切な燃焼管理と高性能の集じん装置により、国が定める規制基準以下にして放出されます。

彦根市清掃センターは稼働して40年以上が経過していますが、その間、健康の被害は発生していません。また、全国でも被害の例はないことから、煙突からの排ガスについては、健康に害はないものと考えています。

### ③ダイオキシン類の影響はないの？

ダイオキシン類は国において非常に厳しい規制基準が定められていますが、日本のごみ焼却技術は世界的にも進んでおり、住民の皆様の健康に影響を与えることがない濃度まで除去されています。

排ガス中に含まれるダイオキシン類は、最新の排ガス処理施設により、煙突から放出される時点で、限りなく0（ゼロ）に近いレベルまで浄化されます。

<文献より>

最新の排ガス処理施設からのダイオキシン類濃度は、タバコの煙（副流煙）に含まれるダイオキシン類濃度よりも薄いと言われています。

④環境への影響について心配はないのですか？

環境影響評価（環境アセスメント）を実施し、できる限り環境影響への低減を図ります。

※ 環境影響評価（環境アセスメント）とは、「環境影響評価法」や「滋賀県環境影響評価条例」に基づき、開発事業の内容を決定する際に、環境にどのような影響があるかをあらかじめ調査・予測・評価し、その結果を公表し、一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえ環境保全の観点からより良い事業計画を作成するための制度です。（約4年間）

<主な評価項目>

- ・ 環境法令（大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法）の基準値を超えないか。
- ・ 施設や運搬車両による騒音・振動などの影響はないか。
- ・ 建設予定地に貴重な動植物の生息・生育はないか。

<大気・水・土壌・騒音・振動・悪臭・生態系>を対象に実施します。

実施の際、公告・縦覧を行い、住民の皆様の意見を取り入れます。  
調査の結果は、住民の皆様に公表します。

⑤ごみ処理施設（焼却施設）の排ガスに対する規制はどのようになっていますか。

排ガスに対する法規制としては、「大気汚染防止法」や「ダイオキシン類対策特別措置法」などがあります。

例えば、「大気汚染防止法」により排出基準が定められているものに、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類があります。

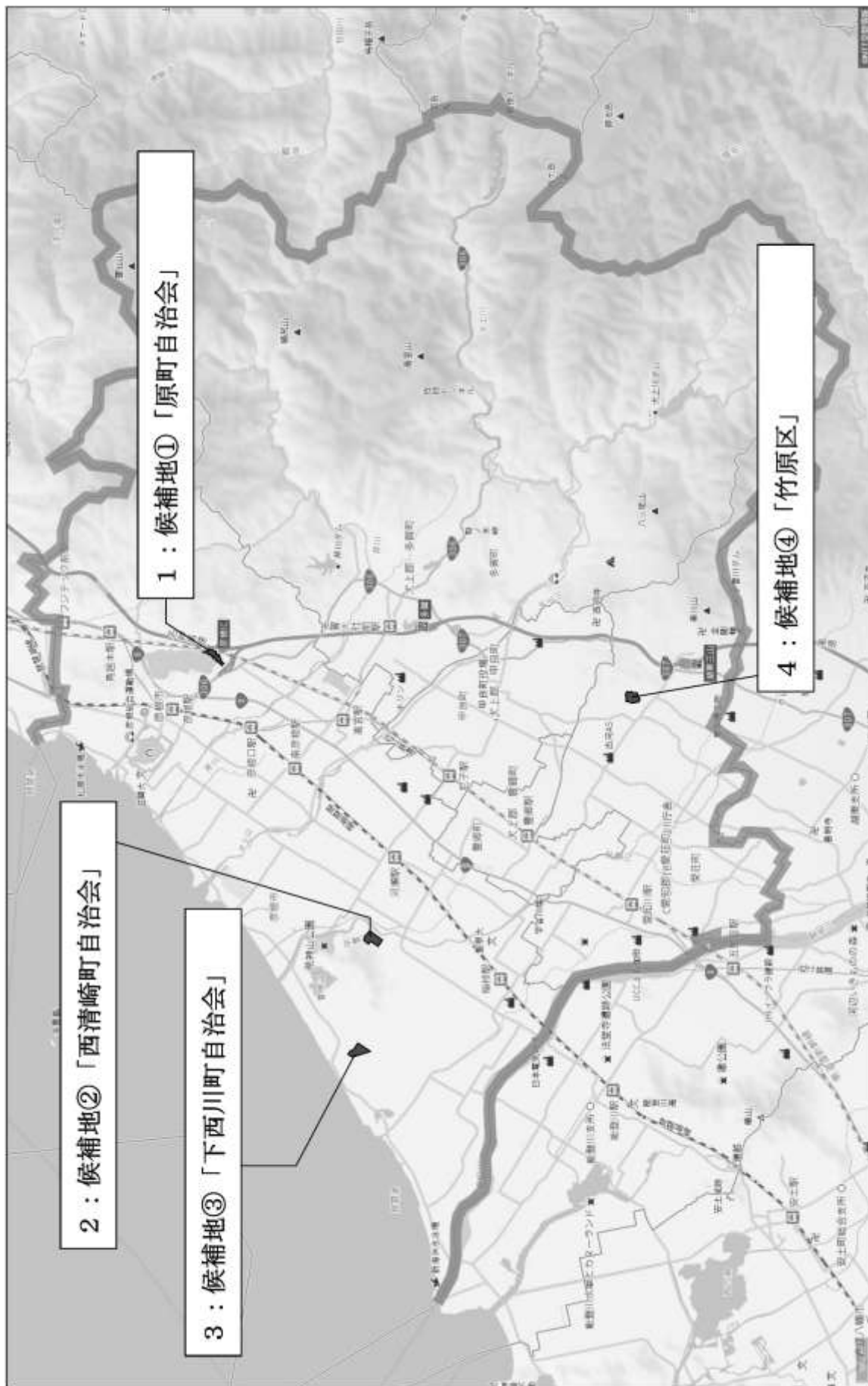
新ごみ処理施設では、規制基準と同等かそれ以上に厳しい自主基準を設定します。

(P4 5. 公害防止基準（自主基準）について 排ガスについて参照)

⑥施設からの悪臭、騒音、振動は心配ないのですか？

規制基準値以下となるように施設を整備します。

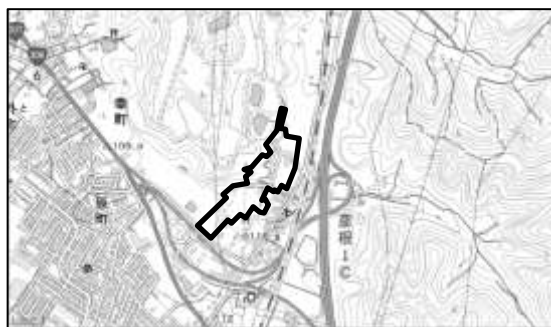
(P4 5. 公害防止基準（自主基準）について 臭気について、騒音について、  
P5 振動について参照)



## 各候補地の概要

### 【候補地①】

- ・所在地：彦根市原町
- ・自治会：原町自治会
- ・面積：49,437 m<sup>2</sup>
- ・現況：市街化区域 雑種地（一部建物あり）



### 【候補地②】

- ・所在地：彦根市清崎町
- ・自治会：西清崎町自治会
- ・面積：49,363 m<sup>2</sup>
- ・現況：調整区域 田（一部耕作放棄地、戦前の区画整理あり）



### 【候補地③】

- ・所在地：彦根市下西川町
- ・自治会：下西川町自治会
- ・面積：64,666 m<sup>2</sup>
- ・現況：調整区域 田（区画整理あり）



### 【候補地④】

- ・所在地：愛荘町竹原
- ・自治会：竹原区
- ・面積：47,876 m<sup>2</sup>
- ・現況：非線引き区域 畑（元梨園、一部建物あり）

